

長野県原産地呼称管理制度「米」 Q & A

平成 29 年（2017 年）4 月 1 日改定

I 生産地

- Q 1 同一水利系とは、どの程度の範囲を指しますか。
- Q 2 地区としての最大範囲（面積）の規定はありますか。
- Q 3 申請時には、ほ場面積の計が 50a 以上あったのですが、農薬の使用により結果的に基準を満たしたほ場面積の計が 50a 未満となった場合はどうなりますか。

II 生産

- Q 4 「もち米」は対象品種になりませんか。
- Q 5 農薬の制限について。農薬の全成分数が慣行の 50%以下であれば、例えば、殺菌剤成分数だけが慣行の回数（成分数）を上回っていてもかまいませんか。
- Q 6 ほ場によって農薬使用量や化学肥料施用量が違う場合には、申請書の記入はどうしたらよいでしょうか。
- Q 7 農薬使用量や化学肥料施用量等の実績が、申請時の内容と異なった場合はどうなりますか。
- Q 8 同一水利系・同一土壌であっても、ほ場の区域により農薬使用量や化学肥料施用量が異なる場合は、申請を分けるべきですか。
- Q 9 直播栽培の場合において、種子コーティングに使用される植物成長調整剤の成分数は、殺菌剤、殺虫剤及び除草剤以外での農薬の使用回数としてカウントすべきですか。
- Q 10 いわゆる「有機肥料」として販売されている肥料の中には、化学由来の窒素成分を含有しているものがあります。この場合、化学由来の窒素成分は化学肥料（窒素成分量）としてカウントされますか。
- Q 11 認定基準では「化学肥料による本田への窒素施用量が慣行施用量の 50%以内であること」とありますが、化学肥料による窒素量が慣行施用量の 50%以内であれば、総窒素量が慣行施用量を超過してもよいですか。
- Q 12 米糠や発酵鶏糞は、土づくり資材として申請書に記載すればよいですか、あるいは、肥料施用欄に記載し窒素量をカウントすればよいですか。
- Q 13 肥料取締法第 4 条第 1 号第 3 項に規定されている普通肥料（以下「汚泥肥料等」という。）については、具体的にどのように取扱えばよいのか。

III 保管・精米

- Q 14 認定ほ場からの収穫量が申請予定総量を上回る（または下回る）場合、数量変更等の手続きが必要になりますか。
- Q 15 認定品の全量について農産物検査を受検しなければなりませんか。
- Q 16 二次審査前に全量農産物検査を受検しなければなりませんか。
- Q 17 官能審査後に農産物検査を実施したものは、報告しなければなりませんか。
- Q 18 認定品の保管方法の基準では、玄米貯蔵の場合は 15℃未満で保管するとあります。低温倉庫を持たない場合は、これによる出荷期限の制限がありますか。
- Q 19 精米箇所は複数あってもよいですか。
- Q 20 精米時に無洗米機を使用してもよいですか。
- Q 21 認定米基準の精米項目「米委員会による外観等の総合的品位の審査に合格すること」とありますが、どのような審査を行うのですか。

IV 出荷

- Q22 認定米基準の精米項目に「玄米調質装置の使用は認めない」とありますが、玄米調質装置が使用不可とされているのはどうしてですか。
- Q23 同一申請者が複数申請し、認定米が複数ある場合には、袋詰の表示はどのようにすればよいですか。
- Q24 認定米を販売する場合には、長野県原産地呼称管理制度の認定マークを必ず付けなければなりません。
- Q25 申請者が食品表示法に基づく販売者と異なる場合、表示事項とは別に、生産者欄を設け、表示事項中の「販売業者等」に準じて表示することとなっていますが、具体的にどのように表示すればよいですか。
- Q26 認定米を販売する場合には、長野県原産地呼称管理制度の認定マークを必ず付けなければなりません。

I 生産地

Q 1 同一水利系とは、どの程度の範囲を指しますか。

- A 1 同一水利系とする最大の範囲は次のとおりです。
同一のため池、湧水、河川等から取水するもの。
ただし、河川から取水する場合は、原則河川（一級、二級、準用）どうしの合流点と合流点の間で取水する場合を、同一水質とみなし同一水利系と判断します。
また、一級、二級、準用河川以外の普通河川の場合は、状況に応じ判断します。

Q 2 地区としての最大範囲（面積）の規定はありますか。

- A 2 地区の一体性の観点から、同一水利系であっても、最大の申請範囲は旧市町村程度の大きさとし、複数年市町村にまたがっていてもかまいません。

Q 3 申請時には、ほ場面積の計が 50a 以上あったのですが、農薬の使用により結果的に基準を満たしたほ場面積の計が 50a 未満となった場合はどうなりますか。

- A 3 原則、認められません。
ただし、50a を下回る面積がごく少数（1 割程度）で、残りのほ場に影響が出ない場合など、状況に応じ判断する場合があります。

II 生産

Q 4 「もち米」は対象品種になりませんか。

- A 4 「もち米」は対象になりません。
本制度では、「消費者が主食として食べる『ごはん』に近い状態のもの」を認定対象としています。このため、対象となる品種を「うるち米」に限定しています。

Q 5 農薬の制限について。農薬の全成分数が慣行の 50%以下であれば、例えば、殺菌剤成分数だけが慣行の回数（成分数）を上回っていてもかまいませんか。

- A 5 差し支えありません。
殺菌剤、殺虫剤、除草剤それぞれの散布回数（成分数）が慣行の回数（成分数）を超えても、全成分数の計が 50%以内となっていれば問題ありません。

Q 6 ほ場によって農薬使用量や化学肥料使用量が違う場合には、申請書の記入はどうしたらよいでしょうか。

A 6 最大使用量、または最大施肥量を記入してください。

Q 7 農薬使用量や化学肥料施用量等の実績が、申請時の内容と異なった場合はどうなりますか。

A 7 認定米の基準値内であればよしとします。以下のいずれかで、実績報告をしてください。

- ① すべての申請ほ場が認定米の基準値内であれば、農薬使用量や化学肥料施用量の最大値を生産実績として記入する。
- ② 当初申請内容よりも農薬等を多く使用し、認定米の基準値を超えた場合は、そのほ場を対象ほ場から除外し、基準値内のほ場分だけで実績報告する（ただし、除外後のほ場面積の計が原則 50 a 以上あることが必要）。

Q 8 同一水利系・同一土壌であっても、ほ場の区域により農薬使用量や化学肥料施用量が異なる場合は、申請を分けるべきですか。

A 8 複数のほ場がある場合、ほ場によって農薬使用量や化学肥料施用量が異なることは当然生じ得ます。（前出 Q 7 を参照）

ついては、同一水利系・同一土壌の地域内のほ場に関して申請する場合は、移植か直播の違いは別申請になりますが、それぞれの区分の中で食味や品位に大きく影響しないレベルの栽培の差は一括りにすることが適当と思われ、細かく申請することを求めるものではありません。

Q 9 直播栽培の場合において、種子コーティングに使用される植物成長調整剤の成分数は、殺菌剤、殺虫剤及び除草剤以外での農薬の使用回数としてカウントすべきですか。

A 9 農薬登録のある植物成長調整剤は、農薬の使用回数としてカウントします。

（例：カルパー粉粒剤 1 6）

直播栽培の場合は、地域慣行基準に 2 回を加えるため、計 14 回となります。

Q 10 いわゆる「有機肥料」として販売されている肥料の中には、化学由来の窒素成分を含有しているものがあります。この場合、化学由来の窒素成分は化学肥料（窒素成分量）としてカウントされますか。

A 10 化学由来の窒素成分量としてカウントします。

Q 11 認定基準では「化学肥料による本田への窒素施用量が慣行施用量の 50%以内であること」とありますが、化学肥料による窒素量が慣行施用量の 50%以内であれば、総窒素量が慣行施用量を超過してもよいですか。

A 11 現行基準では明確に規定していませんが、総窒素量は慣行施用量以内に抑えることが適当と思われる。

Q12 米糠や発酵鶏糞は、土づくり資材として申請書に記載すればよいですか、あるいは、肥料施用欄に記載し窒素量をカウントすればよいですか。

A12 現行基準では明確に規定していませんが、米糠や発酵鶏糞は土づくり資材でなく「肥料」として肥料施用欄に記載することが適当と思われます。

なお、牛糞堆肥や籾殻については一般的に有効窒素量がかなり小さいため、肥料でなく土づくり資材とすることが適当と思われます。

Q13 肥料取締法第4条第1号第3項に規定されている普通肥料（以下「汚泥肥料等」という。）については、具体的にどのように取扱えばよいのか。

A13 原則として、汚泥肥料等の使用は認められません。

ただし、以下の条件を満たす場合については、米委員会で審査します。

- ① 肥料の原料が地域内で発生し、製品が地域内で流通していること。（地域内流通の範囲は、原則として市町村又はJAの管内とする。）
- ② 製品のカドミウム含有量が、現物窒素全量の含有率1%につき、0.00008%以下のものであること。

Q14 認定ほ場からの収穫量が申請予定総量を上回る（または下回る）場合、数量変更等の手続きが必要になりますか。

A14 天候等各種条件により、実際の収穫量が申請予定総量を10%以上上回る（または下回る）場合のみ、事務局にその旨報告してください。

また、最終の出荷量については、認定数量の販売終了後又は認定期間終了後に提出いただく「出荷実績報告書」（様式6）により報告いただきます。

Ⅲ 保管・精米

Q15 認定品の全量について農産物検査を受検しなければなりませんか。

A15 認定基準である「農産物検査が1等であること」の最終確認をするために受検が必要です。

籾貯蔵の場合は、出荷の都度、農産物検査を受検する必要があります。

また、認定品では品種名・産地名等の表示を義務化しています。これらは食品表示法の規定から必ず受検しなければ表示できない項目であり、未検査でこれらの項目を表記した場合は食品表示法違反で処罰されます。

Q16 二次審査前に全量農産物検査を受検しなければなりませんか。

A16 認定米としての基準を満たしている必要がありますので、農産物検査の受検が必要です。

なお、粳貯蔵する場合がありますので、二次審査時には全量を検査する必要はなく、一部を玄米にして受検し、一等米であることを確認できればよしとします。

Q17 官能審査後に農産物検査を実施したものは、報告しなければなりませんか。

A17 検査結果の報告は必要ありませんが、1等米以外の結果が出た場合、その米は認定品としての出荷はできません。

また、現地確認を行う場合がありますので、検査結果等の帳票類は必ず1年間は整理・保管してください。

Q18 認定品の保管方法の基準では、玄米貯蔵の場合は15℃未満で保管するとあります。低温倉庫を持たない場合は、これによる出荷期限の制限がありますか。

A18 認定品としての品質保持の観点から、低温倉庫を持たない申請者は、温度管理が不要な期間(冬季から春季位まで)のみ認定品として販売できると考えており、9月末までの間に米の温度が15℃以上になった時点で認定品と認められなくなります。

認定後、保管場所等の現地確認を行う場合がありますので、留意してください。

Q19 精米箇所は複数あってもよいですか。

A19 同一の精米品質となるように、原則として同一業者(または同一の精米機)で精米を行ってください。

Q20 精米時に無洗米機を使用してもよいですか。

A20 水洗い式(湿式)、タピオカ式(NTWP)など、ヌカを除去する過程で水を使用する無洗米機の場合、玄米調質装置を使用したものとみなされるため、本制度上は申請不可となります。

Q21 認定米基準の精米項目「米委員会による外観等の総合的品位の審査に合格すること」とありますが、どのような審査を行うのですか。

A21 粒質判定機による数値(碎米や着色粒等の混入率)が基準以内であっても、機械測定によるデータでは測定できない部分を、米委員が目視によりチェックし、認定米としての品位を総合的に判断します。

Q22 認定米基準の精米項目に「玄米調質装置の使用は認めない」とありますが、玄米調質装置が使用不可とされているのはどうしてですか。

A22 「玄米調質装置」とは、米の適切な水分値を維持するために、加湿等を行う装置のことです。

この装置は、一度、過乾燥で基準を満たさない状態になった米であっても、その水分値を基準内にまで戻す機能も持っているため、本制度上は使用不可としています。

IV 出荷

Q23 同一申請者が複数申請し、認定米が複数ある場合には、袋詰の表示はどのようにすればよいですか。

A23 認定品ごとに表示を変える必要はありませんが、認定番号を付与しますので、袋のどこかにその番号を記載し、どの認定品であるか分かるようにしてください。

Q24 認定米を販売する場合には、長野県原産地呼称管理制度の認定マークを必ず付けなければなりませんか。

A24 長野県原産地呼称管理制度による認定品として販売する場合は、原則として消費者に最も見やすい場所に、必ず認定マークを表記する必要があります。(長野県原産地呼称管理要綱 第27条)
この場合の認定マークは、米袋への直接の印刷、又はシール等の作成・貼付で表記していただきますが、印刷またはシール等の用意は、認定者各自でご用意いただくこととなっています。

Q25 申請者が食品表示法に基づく販売者と異なる場合、表示事項とは別に、生産者欄を設け、表示事項中の「販売業者等」に準じて表示することとなっていますが、具体的にどのように表示すればよいですか。

A25 食品表示法に基づく表示事項の欄外に、表示事項中の「販売事業者等」に準じた文字の大きさで、認定された申請者の名前・住所等の連絡先を表示してください。
なお、申請者が個人以外の団体・法人の場合は、名前の欄には団体・法人の名称等を表示してください。

Q26 認定米を販売する場合には、長野県原産地呼称管理制度の認定マークを必ず付けなければなりませんか。

A26 長野県原産地呼称管理制度による認定品として販売する場合は、原則として消費者に最も見やすい場所に、必ず認定マークを表記する必要があります。(長野県原産地呼称管理要綱 第27条)
この場合の認定マークは、米袋への直接の印刷、又はシール等の作成・貼付で表記していただきますが、印刷またはシール等の用意は、認定者各自でご用意いただくこととなっています。